名　称　中ノ瀬航路第一号灯標
位　置
所在地　第二海堡灯台（千葉県富津市）の北方約四・〇キロメートル
北緯　三五―二〇―五三
東経　一三九―四四―二九
変更した事項
名　称　中ノ瀬航路第一号仮設灯浮標
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形
明弧　削除
高さ　削除

○防衛省告示第三十六号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十三年二月十六日次のとおり決定された。

平成二十三年二月十七日

防衛大臣　北澤　俊美

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六八	千歳飛行場	千歳市	国有	建物：約三〇〇平方メートル 平成二十三年一月二十七日
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	国有	土地：約一、九〇〇平方メートル 平成二十三年一月二十七日
三一八七	百里飛行場	小美玉市	国有	建物：約六〇平方メートル 平成二十三年一月二十七日
五〇二九	佐世保海軍施設	佐世保市		水域：約五八、〇〇〇平方メートル 平成二十二年十一月十日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇一三	横田飛行場	福生市	国有	土地：約四、五〇〇平方メートル 航空自衛隊が将官宿舎等建設用地として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六八	千歳飛行場	千歳市	国有	建物：約三〇〇平方メートル エンジン整備場として追加提供する。 航空自衛隊千歳基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
三一八七	百里飛行場	小美玉市	国有	建物：約二一〇平方メートル 事務所として追加提供する。 航空自衛隊百里基地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

変更年月日　平成二十三年一月二十日
記事　一時変更

名　称　大磯埼瓶磯照射灯
位　置
所在地　徳島県鳴門市（大磯埼灯台）
北緯　三四―一〇―四八
東経　一三四―三八―二九
変更した事項
光　度　一九、〇〇〇、〇〇〇カンデラ
変更年月日　平成二十三年一月二十日

四〇八三	川上弾薬庫	東広島市　国有
四一六四	今津饗庭野中演習場	高島市　国有

の施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
工作物：雨水排水施設
雨水排水施設として追加提供する。
建物：約四、六〇〇平方メートル
工作物：舗床等
訓練施設として追加提供する。
陸上自衛隊今津饗庭野中演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用がある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○九州地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年二月十七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一　施行者の名称　佐賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第二千百号神埼都市計画道路事業三・四・二号神埼駅通り線
三　事業施行期間　自平成五年十一月四日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○九州地方整備局告示第二十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
姶良市東餅田字十日町一七一八番二から同市東餅田字十日町頭一七五五番一まで	前	二四・八〇～二七・二〇メートル	二一三・〇キロメートル
	後	二四・八〇～三九・四〇	〇・〇三二

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

○九州地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年二月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年二月十七日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	姶良市東餅田字十日町一七一八番二から同市東餅田字十日町頭一七五五番一まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年二月十七日